

様式第十八の四（第11条の3第3項関係）

認定事業適応計画の概要の公表

1. 認定の日付

2025年11月27日

2. 認定事業適応事業者の名称

東亜合成株式会社

3. 認定事業適応計画の内容

（1）事業適応に係る事業の目標

東亜合成グループは、持続可能な社会の実現と当社グループの持続的成長の取組みとして、「事業を通じた社会的価値の提供」、「永続的な企業基盤の強化」を目指している。

気候変動抑制に向けた取組みとして、省エネルギー、生産効率化などによるGHG排出量削減に注力してきた。一方で、世界的に気候変動影響リスクが高まる中、日本でも温暖化防止、脱炭素化への取組みの加速が求められている。当社は、未来の豊かな暮らしの実現にさらに貢献すべく、2021年にこれまでのGHG排出量削減目標を見直した。

新たな削減目標（2030年に2013年比50%削減）の削減に向けて、製品の製造時に排出されるCO₂の削減に努め、高付加価値の製品製造を通じて、付加価値の創出と環境への負荷低減を両立し、カーボンニュートラルの実現に向けた取組みを実施する。

（2）その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標

2025年度より事業適応を開始し、2027年度（目標年度）までに、横浜工場の炭素生産性を40.5%向上、名古屋工場の炭素生産性を27.3%向上、坂出工場の炭素生産性を27.3%向上することを目標とする。

（3）財務内容の健全性の向上を示す目標

2027年度（計画終了年度）に経常利益を計上することを目標とする。

（4）事業適応の種類

エネルギー利用環境負荷低減事業適応

（5）計画の対象となる事業

化学工業(16)

計画の対象となる事業は主に化学工業製品を製造するものであるため。

（6）事業適応の具体的内容

【横浜工場】

以下の製造設備の増設及び省エネ取組による脱炭素取組をもとに、事業適応計画を策定した。

- ・次亜塩素酸ソーダの生産設備の増強
- ・ボイラー設備の更新
- ・塩化水素製造設備の増強

目標年度である 2027 年度は、上記の設備が通期で導入効果を発揮するため、付加価値額が増加し、特にボイラー設備の更新により CO2 排出量が削減できるため、横浜工場単位での炭素生産性を 40.5%向上させる。

【名古屋工場】

以下の製造設備の増設及び省エネ取組による脱炭素取組をもとに、事業適応計画を策定した。

- ・リチウムイオン電池関連部材の製造設備の増強
- ・苛性ソーダ電解装置の更新
- ・閉鎖循環式陸上養殖向け苛性ソーダ製造出荷設備の新設
- ・圧縮機の合理化

目標年度である 2027 年度は、上記の設備が通期で導入効果を発揮するため、付加価値額が大きく増加し、苛性ソーダ電解装置の更新による CO2 排出量の削減も貢献し、名古屋工場単位での炭素生産性を 27.3%向上させる。

【坂出工場】

以下の製造設備の増設及び省エネ取組による脱炭素取組をもとに、事業適応計画を策定した。

- ・ポリアクリル酸ナトリウム製造設備の増強
- ・高分子凝集剤製造設備の増強

上記の設備は生産量当たりの CO2 排出量原単位を改善する設備投資であり、目標年度である 2027 年度は、ポリアクリル酸ナトリウム製造設備が通期で導入効果を発揮するため、付加価値額が大きく増加することにより、坂出工場単位での炭素生産性を 27.3%向上させる。

(7) 事業適応の開始時期及び終了時期

開始時期 2025 年 11 月

終了時期 2027 年 12 月